法人 協調會

従って返すか如何に従ってある。必要なことは闘争発展の条件に応じて如何なる方向へ如何なる段階を経て発展せしめるかを正しく認識して指導することである

II

或工場で自然発生的ストライキが起った場合之を契機として闘争を広汎に激発するには、各工場ストライキを批判しておいて工場を争議応援に動員するかの如き方法でなく自らの要求を掲げて協動しなければならぬとする一定の方針は争議応援の動員と自らの要求に依って自ら立たんとする闘争の激発とを相反する二つの方向と考へるが如き誤りを犯すの傾向を示すものである。其の結果工場争議に際して其の他工場と如何なる関係工場と協力してストライキを決行せしめるような方針で協動を行ったが両工場の闘争の条件の相異に過ぎずストライキにまで発展せしめることが出来なかったのみならず同じ労働者の工場であるにかかはらず関係工場の応援に動員することすら出来なかった。此の場合保守的傾向を知らずしてかかる横暴なる工場が議会の各種の関係工場応援に提起し寄附せしむを醵出し代表者を送って争議団と

激励し

自然発生的ストライキに他の工場の労働者を動員し応援せしめることは自らの要求に依ってストライキ激発の条件を持つ応援への動員は之亦又闘争の一形態である。従って応援への動員と之と自らの要求に依る闘争の激発とを相反する二つの傾向と考へるが如き誤りは許されぬ闘争共同の條件として地域的産業的闘争激発の条件として取り上げるやうにしなければならぬ

III

ストライキと政治闘争との結合は労働者はストライキにかへられたる圧迫に対する反抗に市民を共力させずかれかれ市民の中に引くのではなく市民自身の要求を掲げた地方政治闘争の先頭に立って勇敢に戦ふことに依って市民の信頼を獲得して地方政治闘争にかへられたる政治的抑圧や政治的経済的権力に対する闘争に共同せしめることが出来るといふ一定の方針を立てて

如何なる場合にも是迄のストライキに於ては争議直接自己の使用労働者であ

財團 協調會